

久保・佐々木税理士法人通信

編集発行人 税理士 久保一則

〒355-0072
東松山市大字石橋1639-3
TEL 0493(24)1818
FAX 0493(24)1843

あけまして
おめでとう
ございます



1月

2022 (令和4年)
睦月 — JANUARY —

1日・元日 10日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	・	・	・	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	・	・	・	・	・

ワンポイント スマホ申告が更に便利に

令和2年分申告では100万人以上が利用したスマートフォンによる確定申告。令和3年分からは、上場株式等に係る繰越損失等の申告ができるほか、カメラで源泉徴収票を読み取れば記載された金額等を国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」へ自動反映できるようになるなど更に便利になっています。

1月の税務と労務

国 税 給与所得者の扶養控除等申告書の提出

本年最初の給与支払日の前日

国 税 報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出 1月31日

国 税 源泉徴収票の交付、提出 1月31日

国 税 12月分源泉所得税の納付 1月11日

(納期の特例を受けている事業所の7~12月分は1月20日)

国 税 11月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 1月31日

国 税 5月決算法人の中間申告 1月31日

国 税 2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告

(年3回の場合) 1月31日

地方税 固定資産税の償却資産に関する申告 1月31日

地方税 給与支払報告書の提出 1月31日

労 務 労働保険料の納付(第3期分) 1月31日

(労働保険事務組合委託の場合2月14日まで)

新年のご挨拶



新しい年、令和4年が始まりました。

昨年の7月から8月にかけて開催された「東京オリンピック・パラリンピック」では、日本選手はオリンピックで58個、パラリンピックで51個のメダルを獲得しました。今年も2月から北京で冬季オリンピック・パラリンピックが開催される予定ですので、日本選手の活躍が期待されます。

今年1月から、勤続年数5年以下の法人役員等以外の者への退職金について、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円超の部分は、これまでの2分の1課税が適用除外となりましたので、従業員への退職金の計算にあたっては注意が必要です。昨年10月から、消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）を行うための「適格請求書発行事業者」の登録申請が始まっています。制度開始は令和5年10月ですが、免税事業者等は対応を考えておきたいところです。

今年4月1日から民法改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。これに伴い、年齢要件を定める法令について必要に応じて年齢が18歳に引き下げ（女性の婚姻年齢は18歳に引き上げ）られ、税務関係でも相続における未成年者控除や、父母、祖父母から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例、相続時精算課税適用者などが「20歳」から「18歳」となりますので、適用する際は確認が必要です。

皆様のご発展を祈念して、新年のご挨拶といたします。

商品を複数購入した際の帳簿記載

Q 弊社は製造業です。文房具、飲料（酒類以外）及び雑貨をまとめて購入した場合に、消費税の仕入税額控除の適用を受けるための帳簿への記載方法を教えてください。

A 1回の取引で、複数の一般的な総称の商品を2種類以上購入した場合でも、それが経費に属する課税仕入れである場合には、「文房具等」と記載すれば、仕入税額控除の適用を受けることができます。

ただし、課税と非課税商品がある場合や、標準税率と軽減税率対象商品がある場合は、区分して記載する必要があります。

よって、ご質問の場合には、文房具と雑貨については合わせて「文房具等」と記載すればよく、飲料については区分した上で、軽減税率の対象である旨を記載しなければなりません。

既存ソフトウェアの仕様を大幅変更した場合の取得価額

ソフトウェアを自社で製作した場合の取得価額は、「製作に要した原材料費、労務費及び経費+事業の用に供するために直接要した費用の額」で計算されますが、すでに所有しているソフトウェアまたは購入したパッケージソフトウェア等（以下「既存ソフトウェア等」といいます。）の仕様を大幅に変更して、新たなソフトウェアを製作する場合も同様に計算されます。

この場合、新たなソフトウェアを製作することに伴い、その製作後、既存ソフトウェア等を利用することが見込まれない場合に限り、既存ソフトウェア等の残存簿価は、その新たなソフトウェアの製作のために要した原材料費となります。

また、取得価額については、適正な原価計算の方法によりますが、法人が原価の集計や配賦などについて、合理的な方法により継続して計算している場合も認められます。